

愛知県地球温暖化対策計画書制度の見直しについて

1 見直しの考え方

- 「あいち地球温暖化防止戦略 2030 (改定版)」の策定 (2022 年 12 月) やエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (以下「改正省エネ法」という。) の施行 (2023 年 4 月) 等を踏まえ、愛知県地球温暖化対策推進条例 (以下「条例」という。) に基づく「地球温暖化対策計画書制度」 (以下「計画書制度」という。) を見直し、温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者における再生可能エネルギー等の優先的な使用を促進することなどにより、産業・業務部門からの温室効果ガスの削減を積極的かつ効果的に進める。

想定される再生可能エネルギー等の種類

- ・ 黒液、木材、木質廃材、バイオエタノール、バイオディーゼル、バイオガス、混合廃材、水素、アンモニア、再生可能エネルギー熱 (太陽熱、地中熱、バイオマス熱等)、未利用エネルギー (工場排熱等) 等
 - ・ 再生可能エネルギー由来の電気
- 計画書制度の見直し (報告事項の追加) により、条例に基づき愛知県が実施する評価や助言の対象範囲を拡大し、事業者における効果的で具体的な温室効果ガス排出削減対策の検討を支援、促進する。
 - 見直し内容は、できる限り改正省エネ法や地球温暖化対策の推進に関する法律 (以下「温対法」という。) に合わせることで、地球温暖化対策計画書 (以下「計画書」という。) や地球温暖化対策実施状況書 (以下「実施状況書」という。) 作成のための事業者の負担を軽減する。
 - その他、昨今の脱炭素経営の動きや、温対法における事業活動に係る算定範囲・排出係数の改定等を踏まえ、所要の見直しを行う。

2 検討事項

- (1) 再生可能エネルギー等の優先的な使用に関する目標等
- (2) 温室効果ガス排出量の中長期削減目標等
- (3) 脱炭素経営に関する取組事項等
- (4-1) 対象事業者の範囲 (エネルギー起源 CO₂)
- (4-2) 対象事業者の範囲 (エネルギー起源 CO₂ 以外)

(1) 再生可能エネルギー等の優先的な使用に関する目標等〔改正省エネ法関係〕

ア 見直しの目的及び今後のあり方について

- ・ 事業者における再生可能エネルギー等の導入拡大を促進するため、改正省エネ法と合わせて、その優先的な使用に関する目標 (RE100 を含む。) 等を計画書及び実施状況書に追加する。
- ・ なお、改正省エネ法においては、「非化石エネルギーの転換に関する目標」について計画・報告するとされているところ、条例の条文と整合させるため計画書制度においては「再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標」とする。

イ 現状

- ・ 報告規程なし

ウ 見直し後

(ア) 計画書

- ・ 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標等を追加する。

➤ 目標年度 (2030 年度頃を想定) [図は報告イメージ。以降同]

目標年度	目標の位置づけ
年度	

※目標の位置づけは、社内目標や RE100 の参加状況など位置づけがある場合に記載

➤ 目標 (使用電気全体に占める再生可能エネルギー由来の電気の使用の割合)

指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算k1)	目標	
		目標	単位
使用電気全体に占める再生可能エネルギー電気の比率			%

➤ 目標 (再生可能エネルギー由来の電気も含めた再生可能エネルギー等の使用の割合等)

指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算k1)	目標	
		目標	単位

※省エネ法において定量目標の目安を定めることとなっている製鉄業等 5 業種以外は設定は任意

➤ 目標設定の考え方

➤ 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る取組及び削減効果

取組内容	該当する工場等	着手時期 完了時期	削減効果 (t-CO ₂ /年)	削減効果を 記述できない理由

(イ) 実施状況書

- ・ 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標の達成状況等を追加する。

- 実績年度
- 目標の達成状況
- 達成状況とその主な要因
- 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る取組の実施状況及び削減効果

(2) 温室効果ガス排出量の中長期削減目標等〔温対法関係〕

ア 見直しの目的及び今後のあり方について

- ・ 国及び県の2050年カーボンニュートラルや2030年度の46%削減目標(2013年度比)等を踏まえ、事業者においても中長期の視点からの温室効果ガスの削減に向けた取組の検討を促すため、中長期の削減目標(SBTを含む。)等を計画書及び実施状況書に追加する。
- ・ 中長期の削減目標等の報告は、温対法では任意とされていることから、計画書制度においても任意とする。

イ 現状

- ・ 報告規程なし(計画書提出年度から3年間の目標及び対策のみ)

ウ 見直し後

(ア) 計画書

- ・ 温室効果ガス排出量の中長期削減目標等を追加する。

➤ 基準年度及び計画期間(2030年度頃を想定)

基準年度	目標年度	目標の位置づけ
年度	年度	

※目標の位置づけは、社内目標やSBTの認定状況など位置づけがある場合に記載

➤ 目標

【排出量の場合】

温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	基準年度	目標年度	基準年度比削減率(%)

【排出原単位の場合】

排出原単位の指標と単位	排出原単位				基準年度比削減率(%)
指標名	単位	基準年度	単位	目標年度	

➤ 目標設定の考え方

➤ 温室効果ガスの排出量の中長期の削減に向けた対策

(イ) 実施状況書

- ・ 温室効果ガス排出量の中長期削減目標の達成状況等を追加する。

➤ 基準年度及び実績年度
➤ 目標の達成状況
➤ 達成状況とその主な要因
➤ 温室効果ガスの排出量の中長期の削減に向けた対策の実施状況

(3) 脱炭素経営に関する取組事項等〔温対法関係〕

ア 見直しの目的及び今後のあり方について

- ・ 国内外において、カーボンニュートラルの実現に向け、経営戦略や事業方針を決定する「脱炭素経営」が進められていることを踏まえ、サプライチェーン全体(Scope1~3)の取組や企業グループ全体の温室効果ガスの排出量、TCFD提言への賛同状況等について追加する。
- ・ サプライチェーン全体の取組や排出量の算定等は、温対法では任意とされていることから、計画書制度においても任意とする。また、将来のサプライチェーン全体の取組や排出量を予測し、計画を策定するのは難しいと考えられることから、実施状況書のみの報告事項とする。

イ 現状

- ・ 報告規程なし

ウ 見直し後

(ア) 実施状況書

- ・ 下記の事項を追加する。

➤ サプライチェーン排出量算定・削減の取組の実施状況
➤ 企業グループ全体の温室効果ガスの範囲及び排出量の実績
➤ 気候変動関連の情報開示(TCFD)に関する情報
➤ その他(例:CDP質問書への回答に関する情報等)

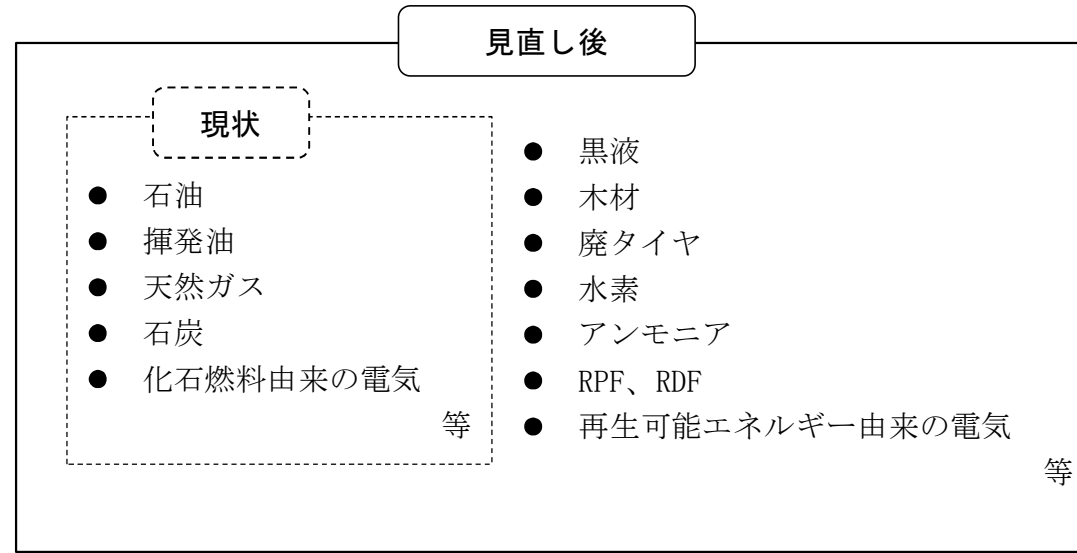
(4-1) 対象事業者の範囲 (エネルギー起源 CO₂) [改正省エネ関係]

ア 見直しの目的及び今後のあり方について

- 改正省エネ法に合わせて、再生可能エネルギー等を含むエネルギー使用量が原油換算で 1,500k1 以上の事業者を対象とする。

イ 現状及び見直し後

- 以下のエネルギーを原油換算したときに 1,500k1 以上の事業者



(4-2) 対象事業者の範囲 (エネルギー起源 CO₂ 以外) [温対法関係]

ア 見直しの目的及び今後のあり方について

- 温対法施行令が改正 (2023 年 9 月公布、2024 年 4 月施行。以下「改正温対法施行令」という。) され、非エネルギー起源 CO₂、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の地球温暖化係数や算定対象活動が見直されたことから、計画書制度においても改正温対法施行令に合わせた係数等により排出量を算定する。
- 廃棄物原燃料 (RPF、RDF 等) を燃料として使用せず、廃棄物として焼却 (熱回収を行う場合を含む) する場合は、引き続き非エネルギー起源 CO₂ として排出量を算定する。
- また、現在、環境省が、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令 (以下「算定省令」という。) に規定する算定対象活動ごとの排出係数を見直しを進めていることから、計画書制度においても改正算定省令に合わせた排出係数により排出量を算定する。

イ 現状及び見直し後

- 温対法施行令・算定省令と対象事業者の範囲 (算定対象活動・係数等) を合わせる。